

消費税軽減税率制度の概要と
消費税軽減税率補助金を申請する場合の税務上の留意点について

I. 消費税軽減税率制度の概要

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目は、飲食料品と新聞です。

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品をいいます。酒類、外食、ケータリング等、医薬品・医学部外品等、一体資産の一部は除かれます。

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週二回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



(出典：国税庁 HP 公表資料より抜粋)

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨を記載した請求書の発行や、日々の経理における帳簿への区分記載が必要となります。なお、免税事業者の場合でも、税率を区分して記載した請求書を取引先から求められる場合が想定されるため、小規模事業者においても一定の対応が求められます。

このように、中小企業の経営を圧迫するかたちになっておりますので、平成30年5月のホットラインでもお伝えした通り、軽減税率対策補助金があります。

中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの回収等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

事前申請と事後申請の2つの申請類型がありますが、「所得税法等の一部を改正する法律」

の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。より詳しい情報が必要な場合は、当法人の貴社担当者、または社員税理士までお問い合わせください。

Ⅱ. 補助金申請する場合の税務上の留意点

軽減税率対策補助金はリースによる取得の場合でも申請でき、この場合はリース会社に支払う月々のリース料を通じて間接的に補助金を受給することとなりますが、現時点で申請から受給まで相当のタイムラグがあるとのこと。このため、補助金申請の事実について決算後に発覚するケースがありますが、補助金収入の益金算入時期は、実際に入金があった時期ではなく、補助金が確定した時期となります。また、ホットライン5月でお伝えした通り、圧縮記帳は当初申告要件があるため、適用可否は遅くとも当初申告時まで判断する必要があります。したがって、このようなケースにおいて補助金確定が決算日前であった場合、圧縮記帳が適用できないばかりでなく、原則として、補助金収入の計上漏れとして修正申告が必要となります。

軽減税率対策補助金に限らず、申請中あるいは未収となっている補助金や、リース会社経由での申請のため状況が把握できない補助金がある場合には、当法人の貴社担当者、または社員税理士までお知らせいただくようお願いいたします。

（文責：金子）